

青森県報

第二千七百六十六号

平成十九年
四月十一日
(水曜日)

目 次

告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定
 臨時の職業訓練の施行
 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出

(障害福祉課) … 一
 (労政・能力
 開発課) … 一
 (出納課) … 二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出
 右 同
 右 同
 河川整備計画の案の縦覧
 右 同

(経営支援課) … 二
 (同) … 三
 (同) … 四
 (河川砂防課) … 五
 (同) … 五

出先機関

土地改良事業の工事の完了
 右 同

(東青地
 域民局) … 六
 (同) … 六

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

(事務局) … 七

収用委員会

公示送達

(監理課) … 七

告 示

青森県告示第三百二十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
特定医療法人博進会南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	平成一九・四・一
国民健康保険鶴田町立中央病院	北津軽郡鶴田町大字鶴田字鷹ノ尾三四	"

青森県告示第三百二十五号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練課程	対象者	訓練科	期 間	定 数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	公共職業安定所長から受講	ネットピ	三月	二〇人

項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	大和情報サービス株式会社 東京都台東区上野七丁目一四の四 代表取締役 坂倉正宏	変更後	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二〇丁目一の二 代表取締役 鶴羽樹	変更年月日	平成一九・〇・五
-----	---	-----	---	-------	----------

四 届出年月日

平成十九年三月二十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所

2 期間

平成十九年四月十一日から同年八月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年八月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュおおわに店

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田二七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一、八五〇平方メートル	二、五〇二平方メートル	平成一九・二・二四

六 意見書の提出

- 四 届出年月日
平成十九年三月二十三日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び大鰐町役場
2 期間 平成十九年四月十一日から同年八月十一日まで
3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大鰐町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の設置に関する事項	大規模小売店舗の敷設に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項	大規模小売店舗の営業に関する事項
駐車の位置及び収容台数	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき及び積置の面積	廃棄物の保管施設及び位置	敷設の位置	及び容量	大規模小売店舗の敷設	大規模小売店舗の敷設
八三台	五〇台	一五〇平方メートル	四四・四一立方メートル	四九・四一立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおりに)	付図面のとおりに)	株式会社マックスバリュ東北	株式会社マックスバリュ東北
一〇八台(位置は、届出書添付図面のとおりに)	七二台(位置は、届出書添付図面のとおりに)	一九二平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおりに)	四九・四一立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおりに)	付図面のとおりに)	付図面のとおりに)	株式会社マックスバリュ東北	株式会社マックスバリュ東北

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限
平成十九年八月十一日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ十和田南
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野七丁目一四の四
代表取締役 坂倉正宏
- 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗	駐車場の自動車の	区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗	駐車場の自動車の	二か所	三か所(位置は、届	平成	

施設の運営方法に関する事項	出入口の数及び位	出書添付図面のとお	一九・四・二〇
---------------	----------	-----------	---------

四 届出年月日

平成十九年三月二十六日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十九年四月十一日から同年八月十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年八月十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

河川整備計画の案の縦覧

一級河川岩木川水系(弘前圏域)に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十九年四月十一日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

青森県土整備部河川砂防課及び中南部地域民局地域整備部

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十九年五月一日

3 意見書の提出先

青森県土整備部河川砂防課

河川整備計画の案の縦覧

一級河川岩木川水系(五所川原圏域)に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十九年四月十一日から同月二十四日まで
縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課、東青地域県民局地域整備部、中南地域県民局地域整備部及び西北地域県民局地域整備部

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

- 1 意見書の様式及び記載事項
任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。
- 2 意見書の提出期限
平成十九年五月一日
- 3 意見書の提出先
青森県県土整備部河川砂防課

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年四月十一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十八年災農業用施設災害復旧事業二一〇一	外ヶ浜町	平成一六・三・二六
長科地区基盤整備促進事業	蓬田村土地改良区	一六・三・三三

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十九年四月十一日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
横手堰	かんがい排水事業	平成一六・六・二六
惣四郎堰	ため池等整備事業	一六・四・一九
駒込	〃	一九・三・二七
小沢	〃	一六・二・二六
青森西部	農村総合整備事業	一九・三・二五
荒川	鉱毒対策事業	一七・二・二六
吉野田	担い手育成基盤整備事業（緊急農地集積ほ場整備）	一六・六・五
本郷	ふるさと農道緊急整備事業	一六・二・二二
田茂木	〃	一七・二・二八
八甲田	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一六・八・二七
高田	〃	一四・三・三三
石崎・平館	一般農道整備事業	一四・九・三〇

労 働 委 員 会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十九年四月十一日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

氏 名	職 業
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
大澤 一貫	青森県労働委員会委員 弁護士
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
前田 みき	青森県労働委員会委員
外崎 祐一	青森県労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合弘南バス労働組合執行委員長
上野パティ	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟オールサンデーユニオン中央執行副書記長
山内 裕幸	青森県労働委員会委員 全日通労働組合青森支部執行委員長
宮古 武	青森県労働委員会委員 三八五労働組合中央執行委員長
竹山 美虎	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長

村田 剛一	青森県労働委員会委員 株式会社とう監査役
北村真夕美	青森県労働委員会委員 株式会社青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子株式会社代表取締役会長
佐藤 正勝	青森県労働委員会委員 株式会社青森県経営者協会専務理事
小山内良一	青森県労働委員会委員 あおぎんリース株式会社代表取締役社長
工藤 義次	青森県労働委員会事務局局長
下山 格	青森県労働委員会事務局次長
箱崎 吉行	青森県労働委員会事務局審査調整課長

収 用 委 員 会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないうので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成十九年四月十一日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成十九年四月二日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成十九年四月二十六日をもって送達があったものとみなされま

す。
別表 送達を受けるべき者

氏 名	住 所	備 考
山崎 勝四	茨城県土浦市西根南二丁目8番7号	住民票記載

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭